

## 事業所と消防団の協力関係の調査結果

「事業所と消防団の協力関係」を検討する上で、事業所の要望を把握し課題を明確にするため、日本商工会議所及び日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)の協力を得て、各地の事業所を対象としたアンケート調査を実施した。また、更に、詳しく調査するため、現地ヒアリングを事業所及び被雇用者消防団員及び消防団事務を担当している市町村を対象に実施した。

### 《アンケート調査実施方法概要》

#### 調査対象事業所

日本商工会議所及び経団連に所属している事業所を対象に実施した。

なお、回答については、それぞれの事業所の考え方を記入するよう依頼した。

#### 調査方式・回答数

無記名のアンケートとし、追跡調査を了解する事業所に限り記名とした。

全体で 1,064 事業所から回答をいただいた。日本商工会議所については、概ね 600 事業所を目途に、全国各商工会議所で配布、回収を行い、614 事業所から回答をいただいた。経団連については、所属している 1,300 事業所に調査票を郵送し、450 事業所から郵送で回答をいただいた。

#### 調査項目

調査の設問については、「事業所に関する基本データ(経営組織、業態、規模等)」「消防団に関する基本調査」「地域防災に関する基本調査」「消防団に関する協力」について質問した。

#### 調査期間

平成 17 年 5 月～6 月

### 《現地ヒアリング調査実施方法概要》

#### 調査対象

事業所(全国の 12 事業所)、その管轄区域の消防団に所属する被雇用者消防団員及びその消防団員が所属する消防団の事務を担当する市町村又は消防本部の職員

#### 調査方式

直接、消防庁職員が事業所等に出向してヒアリングを実施

#### 調査項目

アンケート調査事項の更に詳しい内容

#### 調査期間

平成 17 年 8 月～11 月

## 1 事業所の意見

### (1) 消防団の認知と広報 (表 - 1 参照)

アンケート調査の「消防団をご存じでしたか」の設問に、「知っている」と回答した事業所は「名前だけ」を含めて9割を超えているが、「普段から協力している」と回答したのは4分の1弱の事業所であった。消防団の名前は広く知られているが、協力を結びついていない状況である。

一方、「消防団のPR」の設問では、PR不足を指摘する回答が、「不十分」「十分とは言えない」を合わせて5割を超えており、「活動を理解してもらう広報が必要」との回答も4割近い。認知度が協力を結びつかないのは、活動内容等の広報不足が一因と考えられる。

消防団の認知と広報 (表 - 1)			問 消防団のPRについて				
			答 総 数 回	全 く 不 十 分 だ と 思 っ た	十 分 と は 言 え な い	必 要 が あ る と 思 っ た	活 動 を 理 解 し て も ら う 広 報 が 必 要
問  消防団をご 存じでしたか	総回答数	回答数	1,064	81	495	405	60
		(%)	100.0%	7.6%	46.5%	38.1%	5.6%
	1 知っており普段から協力している	回答数	252	14	91	119	28
		(%)	23.7%	1.3%	8.6%	11.2%	2.6%
	2 知っていたが、特に協力はしていない	回答数	333	37	279	183	28
		(%)	50.1%	3.5%	26.2%	17.2%	2.6%
	3 名前だけは知っていたが、活動は知らない	回答数	231	25	112	91	2
		(%)	21.7%	2.3%	10.5%	8.6%	0.2%
4 名前を聞いたこともない	回答数	19	5	10	2	1	
	(%)	1.8%	0.5%	0.9%	0.2%	0.1%	

無回答があるので、総計が100%とならない。

### (2) 消防団についての認識

アンケートに同封した消防団のパンフレットを読んでいただいたうえ、一読後に「消防団についての認識」を回答していただいた。特別職の公務員であることや報酬・手当が支給されることが十分に理解されていなかった。このことは消防団の認知度が理解度と結びついておらず、組織の理解を得る広報活動が必要なことをうかがわせる。

#### 【問 消防団についてどのような認識をもちましたか (複数回答可)】

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 1 普段から思ったとおりの組織であった          | 329 事業所 (30.9%) |
| 2 消防署と違う組織であることを初めて知った       | 179 事業所 (16.8%) |
| 3 特別職の公務員であることを初めて知った        | 569 事業所 (53.5%) |
| 4 職業を持ちながら参加する組織であることを初めて知った | 158 事業所 (14.8%) |
| 5 報酬・手当が支給されることを初めて知った       | 393 事業所 (36.9%) |

## (3) 消防団への協力と社会責任及び社会貢献について

アンケート調査で、社会責任及び社会貢献に関する設問では「消防団への協力を社会貢献と捉えることが可能」と回答した事業所が 55.7%と半数を超えている。

一方、「具体的な活動内容が分からないので検討が必要」との回答が 31.5%であり、ここでも消防団の活動内容の理解不足がうかがえた。なお、「難しい」との回答は 7.5%で否定的な意見は少なかった。

【問 消防団への協力を事業所の社会貢献と捉えることはできますか】	
1 捉えることは可能である	593 事業所 (55.7%)
2 具体的な活動内容が分からないので検討が必要である。	335 事業所 (31.5%)
3 市町村への協力になるので難しい	32 事業所 ( 3.0%)
4 現在の制度では協力しにくい	61 事業所 ( 5.7%)

また、現地ヒアリングにおいて、「事業所としての社会責任及び社会貢献についての考え方」を尋ねたところ、特に大規模な事業所においては、都市部、過疎地域を問わず「事業所として重要な事項であると位置づけている。」「グループとしての行動規範を定めて、社会責任及び社会貢献を推進している。」等の前向きな回答が多かった。

## (4) 消防団への協力について

アンケート調査で、事業所の消防団への協力について、従業員の入団、資機材援助、訓練場所の提供など具体例をあげて詳しく尋ねてみたところ次のような回答であった。

ここで着目すべきことは「今後協力したい」との前向きな回答が 13.6%、「協力する方法を検討したい」との回答が 44.5%あり、約 6 割の事業所が消防団に対する何らかの協力を考慮している。今後、消防団と事業所の協力体制を検討する際にはこれらの事業所をターゲットとするべきである。

## 【問 消防団への協力についてどう考えますか】

1 現在も協力している	180 事業所(16.9%)
2 今後協力したい	145 事業所(13.6%)
3 協力する方法を検討したい	474 事業所(44.5%)
4 現在の制度では協力しにくい	46 事業所( 4.3%)
5 協力することは難しい	133 事業所(12.5%)

また、現地ヒアリングにおいて、「地域防災活動に対して、貴事業所に協力していただけたら、どのような方法であれば可能か」を尋ねたところ、「社会責任及び社会貢献として、地域防災活動に取り組みたいが、何をすればよいのか、行政側から提案すれば、協力できると思う。」や、「環境問題は、ISO認証制度等を通じて社会責任及び社会貢献と捉えている。しかしながら、地域防災活動はそうとも言えないため、行政側による社会責任及び社会貢献と捉える方策が必要であると思う。そうでなければ、事業所側としてもメリットがないので、やりたがらない、めんどくさいと考えると思う。」との回答があった。

「地域防災活動のメニュー化」や、地域社会が地域防災活動を社会責任として捉えられるようになることが、重要な課題である。

その他、「大規模災害が発生した場合、社会責任及び社会貢献だから人的な防災協力しろと言われても、事業所内に残り残され帰宅困難者化した従業員に地域防災活動に協力しろとは、事業所として言えないと思う。例えば、当該事業所が被災していない場合で、家族が無事であると確認できた場合に限るのであれば、協力できる可能性はあると思う。」や、「生産ラインがストップ若しくは営業活動が出来ない程の大規模災害が発生した場合であれば、地域防災活動に協力できると思う。」との回答があり、事業所活動に対する配慮が重要である。

更に、「災害発生時の施設・敷地、資機材等の提供等の物的協力や、災害発生時の人的協力の他に、事業所の研究員が持つ専門知識を活用して特殊災害に関する

るアドバイスをする等の知的協力ができると思う。」との回答もあり、事業所の地域防災への協力の形に、人的、物的な協力の他に、知的協力という新たな発想が事業所側から出てきた。このような、事業所が持つ知識・技術を如何に地域防災に結びつけるかが重要である。

(5) 事業所と消防団の連携について

現地ヒアリングにおいて、「事業所と消防団との連携」について、尋ねたところ、「消防署との連携が強いので、消防署を通じて消防団との協力体制を築くことは可能であると考えられる。」「協力体制を構築するため、要請文を発行したほうが良いと思う。」等との回答があり「事業所と消防団との連携」を進めるにあたっては、消防署(地方公共団体)も参加する方策が必要である。

(6) 防災活動を実施している事業所に関する地域社会へのPRについて

現地ヒアリングにおいて、「事業所としては、株主、取引銀行、顧客、これから入社しようとしている人等に対して、地域防災活動を通じて、社会責任及び社会貢献をしているという証を行政側からPRして頂きたい。」や、「地域住民に対して、社会責任及び社会貢献をしていると行政側から、市町村広報誌等を通じてPRして頂きたい。」等との回答があった。

また、「行政からPRする他に、自社でPRできる方策について検討していただきたい。」との回答もあった。

(7) 従業員の居住地での入団（図 1、図 2 参照）

アンケート調査で、従業員が居住地で消防団に参加することについて尋ねたところ、「支障がない」が 20.2%であるのに対し、「業務に支障のない範囲での活動」との回答が 54.6%、「勤務時間に活動しない保証」が 14.2%と条件付きで入団を認める回答が 7 割近くと大勢を占めた。次に、入団した従業員の勤務時間中の出勤について尋ねたところ、「支障がない」は 13.2%であるのに対し、「出勤する災害を打ち合わせで決められるなら可能」が 20.1%、「大規模災害のみであれば可能」が 22.2%など、多くの事業所が条件付きで出勤可能としている。

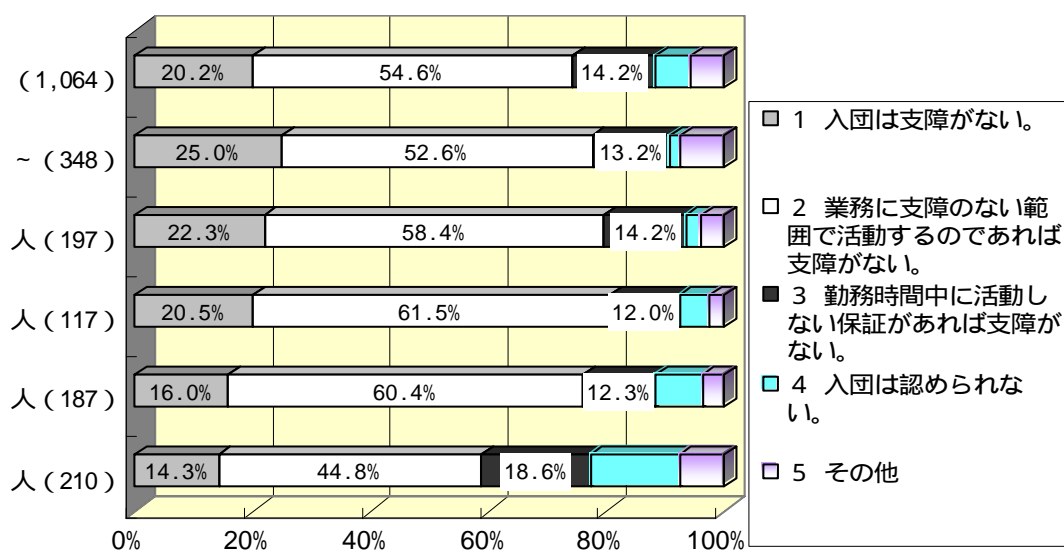


図 1 従業員が居住地で入団することについて

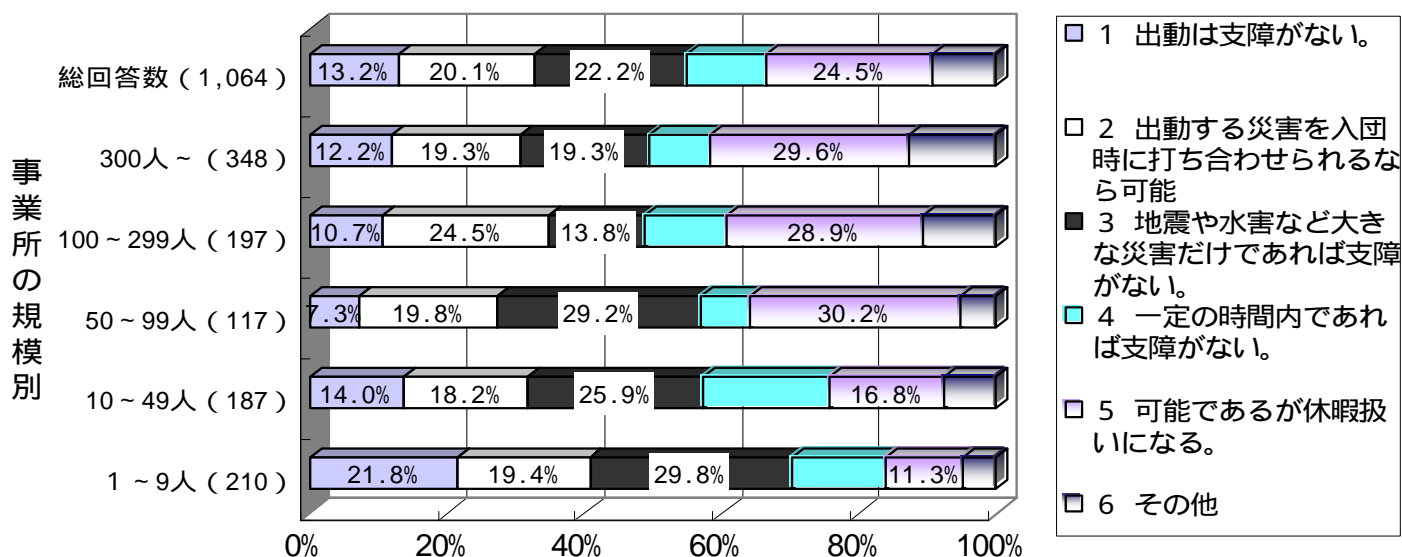


図 2 入団した従業員が勤務時間中に出勤することについて

(8) 従業員の勤務地での入団 (図 3、図 4 参照)

アンケート調査で、居住地と異なり、「支障がない」と回答した事業所は1割程度と半数以下であった。また、「業務に支障ない範囲」など、条件付きで入団を認める回答が7割弱であった。勤務時間中の出勤については居住地での入団とほぼ同じ回答の割合であった。

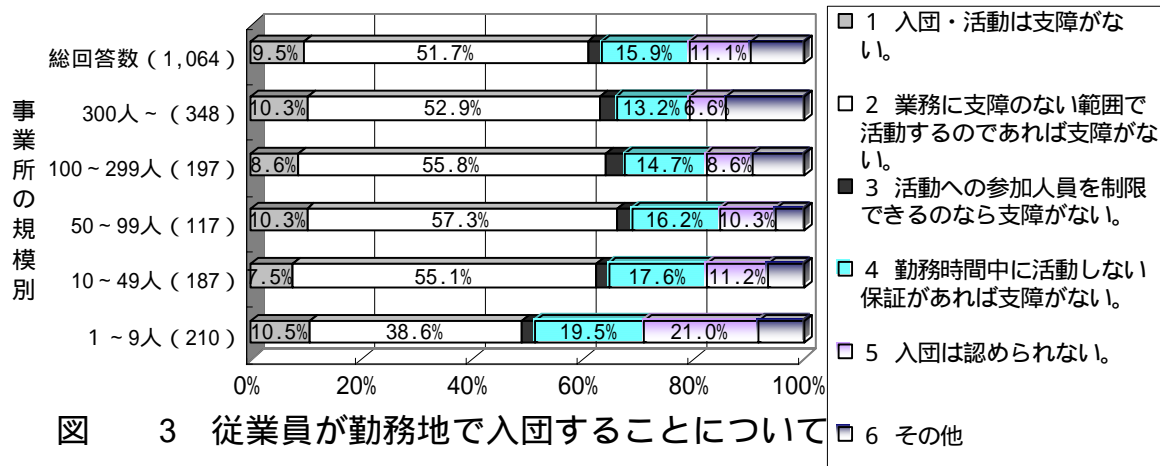


図 3 従業員が勤務地で入団することについて

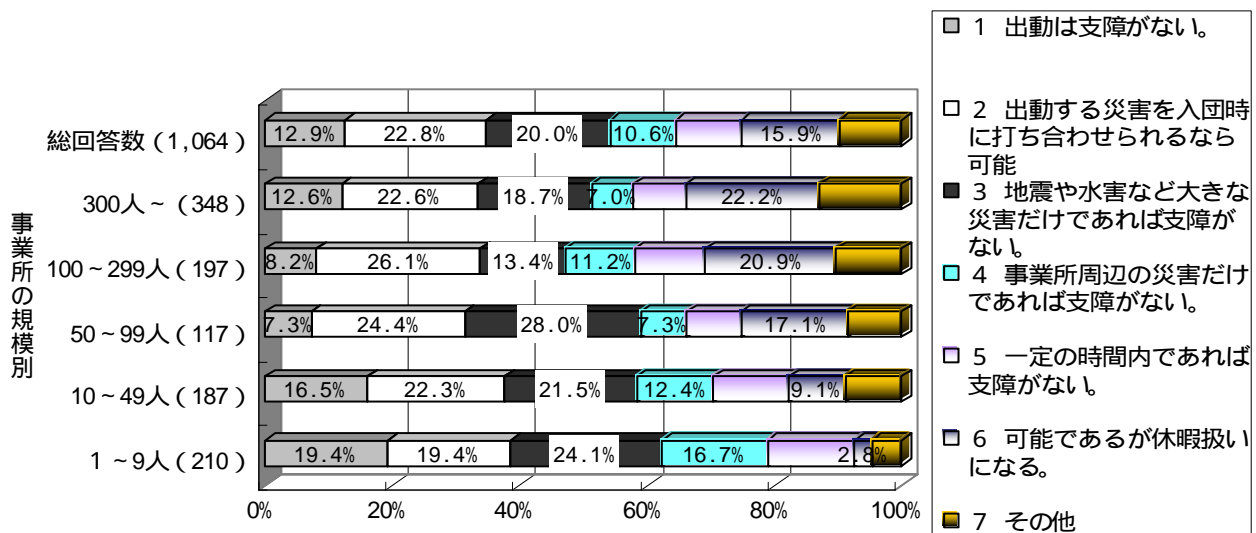


図 4 入団した従業員が勤務時間中に災害出勤することについて

(9) 入団を認める際の要望(表 -2 参照)及び既に入団している従業員の消防団活動についてアンケート調査で、「消防団へ協力していることの PR」(16.7%)、「資格取得の特例措置」(15.8%)などの「事業所のメリット」が 52%で、従業員の入団が事業所の活動に効果をもたらすことが望まれている。なお、「助成金の交付」や「減税措置」の「財政的援助」の要望は 14.4%とそれほど高くなかった。

大項目	総回答数	1,064		細目	総回答数	1,064		
			100.0%				100.0%	
問 従業員の消防団への入団を認めるにあたっての要望について (複数回答可)	要望なし	回答数	193	入団を認めるのに特に要望はない。	回答数	193	18.1%	
		(%)	18.1%		(%)	18.1%		
	認めない	回答数	21	どのような制度であっても入団は認められない。	回答数	21	2.0%	
		(%)	2.0%		(%)	2.0%		
	災害等の出勤について一定の条件	回答数	822	勤務時間中に出勤しないこと。	回答数	191	18.0%	
		(%)	77.3%		(%)	18.0%		
					大規模災害などを除き勤務時間中は出勤しないこと。	回答数	317	29.8%
					(%)	29.8%		
					出勤する災害、訓練、回数等を事前に事業所と消防団で打ち合わせること。	回答数	314	29.5%
	従業員の入団に対し事業所側にメリットの付与	回答数	553	入団した従業員への消防関係資格付与もしくは資格取得の特例措置。	回答数	168	15.8%	
		(%)	52.0%		(%)	15.8%		
					消防団員・消防職員による従業員教育の実施。	回答数	165	15.5%
					(%)	15.5%		
					消防団に協力していることの社会への PR(市町村広報誌、HP 等での紹介)	回答数	178	16.7%
事業所との連携強化	回答数	340	消防団が活動内容を定期的に連絡すること。	回答数	150	14.1%		
	(%)	32.0%		(%)	14.1%			
事業所への財政的援助	回答数	153	従業員を消防団に入団させた場合、一定額の助成金を交付すること。	回答数	76	7.1%		
	(%)	14.4%		(%)	7.1%			
				従業員を消防団に入団させた場合に減税措置を行うこと。	回答数	77	7.2%	
				(%)	7.2%	(%)		7.2%



現地ヒアリングにおいては、「是非、事前に出動する災害などを打ち合わせてもらうことを希望する。」や、「勤務時間中に活動しない保証を事前に協定や覚書きで交わしていただきたい。」等の回答があった。そのため、事前に市町村、消防本部、消防団が事業所と協定や覚書きを締結できる方策を検討することが必要である。

また、事業所の要望として、「勤務時間前に消防団活動していたが、災害等の状況により引続き勤務時間にも活動が必要となったときは、原則、消防団活動を停止して頂きたい。」や、「2日を超える消防団活動は業務に支障が生じると考えられる。」との回答もあった。このような場合では、事前に協定や覚書きを締結して、整理することが可能と思われる。

その他、「出動の理由を記載した証を行政側から頂ければ、その実績によって、ボランティア休暇等の導入を検討できると思う。」など、消防団活動の環境整備に理解を示し、行政側の具体的な対応を提案する前向きな事業所があった。

既に入団した従業員の消防団活動についても、改めて協定や覚書きを望む事業所が多く、「従業員の消防団活動の事前調整事項としては、活動災害、活動時間（勤務時間中でも可能であるが、連続して 時間・ 日以内であれば可能）、人数制限（この生産ラインは最低 人必要なので、 人以内であれば消防団活動可能）、公務災害補償、手当等」や、「勤務時間中は、必ず、上司の許可を得て消防団活動をするという項目を事前協定や覚書きを締結して頂きたい。」との意見であった。また、「基本的に当該事業所の社内ルールを勘案して、事前の協定や覚書きを交わすのか、口頭でよいのか、選択可能な仕組みを採用した方が良いと思う。」の意見もあった。

しかしながら、「現在、特に問題ないので、事前協定や覚書きは必要ないと思う。そのため、特段の理由がある場合に限り、事前協定や覚書きを交わすようにしたほうが良いと思う。」との意見もあり、事前の協定や覚書きを締結する方策について検討する場合は留意する必要がある。

## (10) 当該事業所外における協力について

アンケート調査では、「消防団への協力を社会貢献として捉えることはできますか。」という問いに対して、「捉えることは可能」という趣旨の回答した事業所が半数を超えていた。また、約 25%の事業所が「事業所単位の分団の設置」について可能であると答えている。

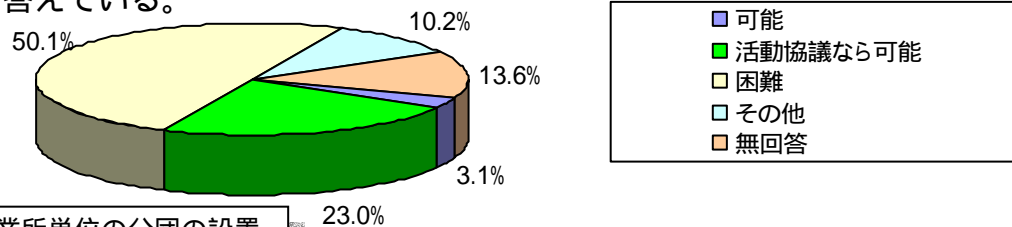


図 5 事業所単位の分団の設置

また、現地ヒアリングにおいて、「自衛消防組織の当該事業所外での防災協力ができるか」という問いかけには、「急に協力して頂きたいと言われても出来ないが、事前協定等があれば可能であると思う。」という前向きな事業所が比較的多かった。

アンケート調査では、事業所単位の分団が出動できる条件として、約 38%の事業所が「大規模災害に限定」、「重機の活動に限定」等と条件付で可能と答えている。

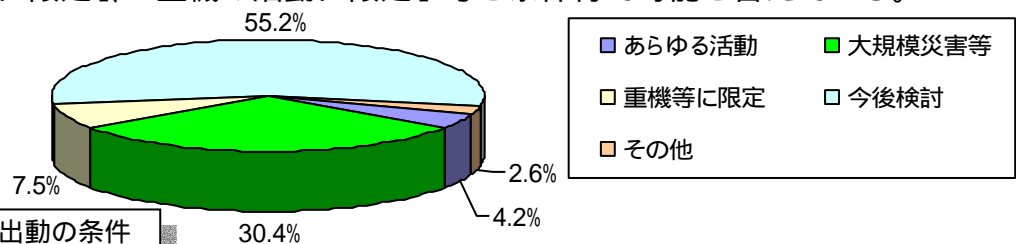


図 6 分団の出動の条件

現地ヒアリングにおいて、「協力しても良いが、定期的に消防機関が講習会等を開催し、知識や技術を習得できる体制を構築する必要があると思う。」や、「災害補償、費用弁償が保証されていれば協力できると思う。」、更に「全ての自衛消防隊を出動させてしまえば、何かあった時の自社の災害対応が困難であると思う。そのため、事業所外で活動する従業員を予め定めておいた方が良いと考えられる。」という意見があった。また、事前協定等の取決め事項として、「消防署との連絡体制を明確に定め、召集等に関する伝達方法、Fax 番号・E-mail アドレス、連絡内容等を整理する必要がある。」や、「協力する災害の範囲（例えば半径何m）や災害の種類を事前に調整して頂きたい。」、更に「災害発生時における指揮命令系統を事前に整備する必要があると思う。」という意見があった。そして、協定の締結先として、「事前に協定や覚書きを交わす場合は、取締役より、総務部長や人事課長の方が良い事業所もあるのでその点を考慮した方が良いと思う。」という意見であった。

このようなことから、事業所側では、災害補償、費用弁償、事前教育等の要望する条件が整備され、予め協定や覚書き等によりルールを定めることが可能であれば、自衛消防組織の当該事業所外での防災協力が可能としていることから、事業所との有効な協力関係を構築する方策を検討する必要がある。

## 2 被雇用者消防団員の意見

### (1) 消防団側から事業所への働きかけ

現地ヒアリングにおいて、「消防団や市町村側から事業所への働きかけはあるが、事業所側にメリットがないため、効果があがっていないのが現状である。そのため、従業員が入団することによって、事業所側にメリットがあることが必要である。」や、「事業所側にメリットとして、従業員に消防団員がいれば、消防署から優先的に救命講習や避難訓練の指導を受けることができることが必要である。」との回答があり、「事業所側にメリット」がないと、結局は被雇用者消防団員の活動環境の整備には、なかなか結びつかないということが明らかとなった。従業員が消防団員となることが、「事業所側にメリット」となる方策が必要である。

### (2) 事業所における活動環境について

現地ヒアリングにおいて、「一番の問題は、勤務時間中における災害出動及び訓練等である。もし、事前に消防団活動をできる範囲を事業主と取り決められるのであれば助かる。」や、「有給休暇で消防団活動を行っているが、もし、事前協定制度で事業主と協議して、ボランティア休暇や職務専念義務免除が認めただけなのであれば、非常に良いと思う。」との回答があり、「勤務時間中における災害出動及び訓練」が最も大きな問題であることが明らかになった。

また、「被雇用者消防団員は、消防団で上位の職になる頃には、職場においても管理職になっているケースが多く、消防団活動が困難であるのが現状である。」との回答もあった。

役職が高まるにつれて、職場での被雇用者消防団員の活動環境が厳しさを増すことが考えられる。そのため、消防団及び職場における役職の高い方々への配慮が、特に必要である。

しかしながら、「現在、問題なく消防団活動が出来ている事業所において、事前協定制度を適用するのは逆効果であると思う。」との意見もあり、事前の協定や覚書きを交わすに際して、十分な説明と相互理解が必要である。

## (3) 従業員が入団しやすい環境

現地ヒアリングにおいて、「従業員が入団しやすい環境づくりの方策として、勤務時間中の消防団活動の限定等について、事業主と事前協定を交わすことは有効であると思う。」との意見があった。

入団に際しても、被雇用者消防団員が、事前に協定や覚書きを締結できることを望んでいる一方で、「事業主と事前協定を交わすことが、逆に消防団活動を阻害しないように、配慮する必要があると思う。例えば、事前協定を交わす際は、従業員と事業主の双方から意見を聞き、中立な立場の者が調整して締結する等の工夫が必要であると思う。」との意見もあり、事前の協定や覚書きを事業所と締結する条件について検討が必要であることが伺える。

## (4) 事業所における社会責任及び社会貢献について

現地ヒアリングにおいて、「事業所は、消防団活動に協力することは、社会責任及び社会貢献と捉えていないと思う。そのため、消防団活動に協力する事業所側にメリットがあることが必要である。」や、「従業員の入団促進や事前協定の締結だけが地域防災活動としての社会責任及び社会貢献と位置付けるのではなく、敷地を避難所として提供したり、災害時における物資供給等、総合的に捉えて考えていくべきであると思う。」との意見があった。

事業所が地域社会と取組む「地域防災協力」を社会責任及び社会貢献として評価する方策について検討する必要がある。

## (5) 消防団の組織のあり方への意見について

現地ヒアリングにおいて、「地域特性を活かした消防団活動、例えば、常備消防の対応が困難な地域の勤務地団員やOB団員の活用を考えていくべきだと思う。」や、「機能別団員を採用する際は、基本団員との組織としてのすみ分けについて考慮する必要があると思う。」等の回答があり、機能別団員・分団等の活用について、一定の理解は示すものの組織としての工夫が必要であると考えていることが明らかになった。

### 3 市町村、消防本部等の意見

#### (1) 事業所への働きかけについて

現地ヒアリングにおいて、「消防団員の職場におかれた立場によっては、消防団活動が困難であると把握している。そのため、毎年、市町村長及び消防団長名の依頼通知で、事業所に消防団活動への理解促進を促しているが、消防団活動が困難であるのが現状である。そのため、国の方で従業員が入団しやすい環境を是非、構築して頂きたい。」や、「行政側が地域防災の指標を示し、事業所が自己評価して、入団促進を図れば如何か。」「行政側から、事業所に消防団活動への理解促進を図っているが、従業員を災害ボランティアとして協力させても、消防団としては協力させない事業所が多いように思われる。そのため、消防団員になったときのメリット、例えば、公務災害補償や費用弁償を受けられることなどを広報して、機能別団員制度を活用することが効果的であると思う。」、更に「高齢化が進む消防団員を考慮すると、若年層に対するアプローチが重要である。ただでさえ、消防団は訓練が厳しく、硬いイメージがあるようである。そのため、消防団のイメージアップを図るため、例えば、消防団の制服や業務服のデザインを有名デザイナーに依頼したり、消防団の名称を若者受けする名前に出来る等の改正、また、全国的な消防団のロゴマークや、マスコットを作る等の思い切った改革が必要であると思う。」等の意見が出された。

全国の市町村、消防本部等の消防団事務担当は、積極的に消防団への参加促進を図ろうと思っても、消防団の硬いイメージ等に阻まれ、思うようにできないと考えている。そのため、消防団のイメージアップを図ることも必要である。

#### (2) 事業所との連携について

現地ヒアリングにおいて、「事業所の自衛消防隊と消防団との協力体制を構築することが、有効であると思う。」や、「市町村長や消防団長名の依頼文、更に、防火管理講習会、救命講習等の機会を捉えて事業所に消防団への理解促進を促している。」等の意見が出された。

(3) 消防団の組織のあり方への意見について

現地ヒアリングにおいて、「機能別団員等の制度を活用して、事業所の従業員を消防団員に勧誘することは有効であると思う。そして、事前協定制度は、効果的であると思う。」や、「機能別団員と基本団員(従来の全ての災害に出動する団員)が同じ消防団に混在する場合は、機能別団員を本部付けにするなどして、組織としてすみ分けする必要がある。」等の意見が出された。

機能別団員等の制度の活用や、消防団活動に関する事前打合せが重要な鍵を握る反面、従来の消防団の組織に対する配慮が必要とされている。

(4) 事業所の協力に関する社会に向けたPRについて

現地ヒアリングにおいて、「協力している事業所を国が認定するなどして、地域社会に対しPRすることは、入団促進に効果があると思う。」等の意見があった。地域社会との防災協力を実施している事業所について、市町村の認定制度に加え、市町村などの地域社会が当該事業所を顕彰することも効果的である。